

飲食業・宿泊業・酒類販売を行う事業主の皆様へ

令和3年度 飯豊町飲食業等持続化補助金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費行動抑制の影響で業績低下が著しいと認められる飲食業、宿泊業及び酒類販売を営む小売業者に対し、事業を継続できる環境を構築するため、令和3年度飲食業等持続化補助金を交付します。

対象企業等

- (1) 町内において、飲食業、宿泊業又は酒類販売を主たる事業として小売業を営んでいること。ただし、小売業にあつては、町内に店舗を有し、当該店舗において販売を行う小売業者。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、町内に事業所(従業員のない倉庫等は除く。)を有し本社を置く企業、町内に住所を有する個人(以下「企業等」という。)。ただし、企業に勤務する全従業員のうち町内の事業所にその5割以上が勤務する企業、企業の全生産額、出荷額又は販売額のうち町内の事業所においてその5割以上を生産、出荷又は販売する企業は町内に本社を置く企業とみなす。
- (3) 経営の実態を確認できる企業等であること。
- (4) 申請する日の属する月を除き直近3か月の売上げ平均と、一昨年同時期の売上げを比較して20%以上の減少が認められる企業等。

補助金交付額

1事業者当たり30万円とし、予算の範囲内で1回に限り交付

申請方法

○役場商工観光課窓口で配布及び町ホームページからダウンロードした所定の申請書に、必要事項を記入し資料等を添付の上、下記まで郵送又はご持参ください

○申請期限／令和3年9月30日(木)まで

申請・問合せ先

〒999-0696 飯豊町大字樫2888番地
飯豊町役場 商工観光課 産業連携室
TEL:0238-87-0569(直通)